

放送システム委員会報告(案)に対する意見及びその考え方(案)

- 「放送システム委員会報告(案)に対する意見の募集」(※)に対し、4者から意見の提出があった。
- 提出された意見及びそれに対する放送システム委員会の考え方(案)は、別添のとおり。

※ 「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」に係る放送システム委員会報告(案)について、平成26年11月7日から11月25日までの間、意見の募集を実施。

放送システム委員会報告(案)に対する意見及びその考え方(案)

総論

意 見	委員会の考え方(案)
意見1 報告(案)に賛同。早期の省令化を希望。また「4K・8K推進」の実現のため、早期に商品が市場提供されることを期待。	考え方1
<p>○放送システム委員会報告(案)(ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件)に賛同いたします。</p> <p>2014年6月からの、ロードマップに沿った4Kの試験放送がケーブルテレビにおいて開始されるなど、4K放送の普及促進に向けた積極的な取組が進められている中で、「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」は、早期に省令化されることを希望いたします。</p> <p>2014年9月には「4K・8K推進のためのロードマップ」フォローアップ会合で今後の方向性が示されました。これらのロードマップに沿った「4K・8Kの推進」が実現されるように、早期に商品が市場に提供されることを期待します。</p> <p>(一般社団法人 日本CATV技術協会)</p>	○報告(案)に賛成のご意見として承ります。
意見2 「RF伝送」については有意義。今後、ケーブルテレビ局によるIP伝送方式のガイドラインなどを取りまとめるなど、「IP伝送」についての検討が進められることを期待。	考え方2
<p>○全般</p> <p>今回ケーブルテレビでの超高精細度テレビジョン放送の導入に関する「RF伝送」について技術的条件がまとめられたことは非常に有意義なものと考えます。</p> <p>意見としては、今後の課題としてケーブルテレビの「IP伝送」についても検討が進められることを期待します。</p> <p>昨今のケーブルテレビ局では光伝送路の導入が進んでおり、IP方式による伝送についても充分対応できる状態にある局も出てきています。</p> <p>4K・8K推進のためのロードマップでケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類する。とされており、また「1.4直近の民間での動き」では、ケーブルテレビの高度化及び普及促進を図るために必要な技術的条件を検討するにあたっては、これらの動きに加えて、IPTVフォーラム等における動きも踏まえながら、検討を進める必要がある。とあり、充分想定はされていることと思われま。IPTVフォーラムで検討されている方式に準拠していくこととなりますが、ケーブルテレビでのIP方式による伝送についても伝送路条件などの課題が出てくるものと思えます。</p> <p>ケーブルテレビ局によるIP伝送方式のガイドラインなどを取りまとめるなど、引き続き今後の更なる検討に期待します。</p> <p>(株式会社ハートネットワーク)</p>	<p>○報告(案)に賛成のご意見として承ります。</p> <p>ケーブルテレビの「IP伝送」については、情報通信審議会情報通信技術分科会ケーブルテレビシステム委員会報告(平成19年3月28日)の「7. 今後の検討課題」において、「IPマルチキャスト方式に関する技術的条件について、国内のサービス状況や国内外の標準化動向を踏まえ、その必要性も含め継続的な検討を行う」とともに、「その他のIP技術による放送サービスについても、その動向を注視し、必要に応じて技術的条件の検討を行うことが必要である」と指摘されています。</p>

2 超高精細度テレビジョン放送に係る有線一般放送方式の要求条件

2.1 要求条件

2.1.1 基本的な考え方

<p>意見3 4K放送を含め放送サービスの高度化が予想される。今後の制度整備においては、できるだけ簡素な規定として強制基準についてはできるだけ限定し、新たな技術方式の導入がしやすい民間基準を活用すべき。また、省令で定められた以外の伝送方式については排除すべきではない。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○4K放送を含め放送サービスの高度化が今後予想されております。通信、放送を問わず、技術進歩はかつてないほど急速に進んでおり、ケーブルテレビ事業者が導入する設備についても、その変化に柔軟に対応していく必要があります。以下を要望します。</p> <p>(1) 省令規定項目の簡素化</p> <p>ケーブルテレビ事業者は通信と放送を同一の伝送路を利用し、放送に比べ規制の少ない電気通信事業法の技術基準を遵守した通信サービスを提供しつつ、規制のより厳しい放送法に定める技術基準も遵守しながら放送サービスも提供しております。</p> <p>放送は従来から視聴者保護の観点もあり、通信に比べ相当詳細な技術基準が定められていると認識しておりますが、通信、放送双方のサービスを安定的に提供している実績を考えると、放送法の関係省令で定める項目については、放送法で要請されている「一般放送の品質が適正である」（放送法第136条第2項第2号）という観点かに沿ったできるだけ簡素な規定とすべきであると考えます。</p> <p>(2) 民間標準の活用</p> <p>放送の伝送においても、常に新しい技術が考案されており、事業者が最も効率的かつ経済的にお客様にサービスを提供するにあたっては、現在はもちろん、今後の技術進歩を柔軟に反映できることが不可欠です。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、今回の4Kのように、STB（セットトップボックス）の利用を前提とするサービスを、放送の送出からテレビ受信機の入力まで一種のクローズドネットワークとしてその放送・伝送品質を適切に管理することが可能となっています。</p> <p>従って、今後の制度整備においては、強制基準についてはできるだけ限定し、新たな技術方式の導入がしやすい民間標準を活用するほか、省令で定められた以外の伝送方式についても排除すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ジュピターテレコム)</p>	<p>○いただいたご意見については、制度整備を行う際の参考として承ります。</p>
<p>意見4 既存の設備や端末の活用、及び既存の運用形態の適用が最大限行えるという考え方を支持。これに沿った技術基準の策定を要望。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○当社を含めケーブルテレビ事業者は、本年6月から開始された次世代放送推進フォーラムによる4K試験放送の再放送を、既存のネットワークを用いて実施しております。ケーブルテレビネットワークはこのように</p>	<p>○報告(案)に賛成のご意見として承ります。また、いただいたご意見については、制度整備</p>

既存の設備を有効に利用できる側面を持っております。一方で、今後予定される4K放送の実施に当たっては、多額の設備投資が必要となり、経営的には既存の設備を有効活用していくことが必須と考えております。

従いまして、基本的な考え方にある、既存の設備や端末の活用、および既存の運用形態の適用が最大限行えるという考え方を支持し、これにそった技術基準の策定となるよう配慮を要望します。

(株式会社ジュピターテレコム)

を行う際の参考として承ります。

4 衛星基幹放送のパススルー伝送方式に係る技術的条件

4.2 電気信号に係る技術的条件

意見5 今後の普及に伴うチャンネル増加に備え、新たな伝送路についての条件検討も期待。	考え方5
<p>○パススルー方式におけるヘッドエンドの入力端子における入力信号および受信者端子における搬送波信号について具体的検討がされており、積極的なシステム導入につながると考えます。</p> <p>今後の普及に伴うチャンネル増加に備え、新たな伝送路についての条件検討も期待します。</p> <p style="text-align: right;">(マスプロ電工株式会社)</p>	<p>○報告(案)に賛成のご意見として承ります。</p>

9 今後の検討課題

9.4 有線一般放送の技術的条件全般に関する課題

意見6 現状の技術水準を踏まえ、必要な技術基準の見直しに早急に着手することを要望。	考え方6
<p>○現在当社が提供しているデジアナ変換サービスについては、来年3月を目途に停止することを予定しています。現在の技術基準はアナログ信号の伝送を前提としているため、例えばすべてデジタル信号となったときにCTB (composite triple beat) 等の測定が困難となるなど、技術基準への適合性が確認できなくなる事態も生じます。</p> <p>また、現在の伝送技術基準の策定をした時点から相当な年月を経ており、この間デバイスや機器等の進歩も著しく、例えば CN 比等においても実力値が改善されていることは本委員会 WG の検討においても指摘されています。</p> <p>さらに、今後の 4K 放送の普及においては IP 伝送を用いた放送についても予想されますが、現在 IP 伝送についての規定は存在しないことから、RF 伝送との間で技術中立性が保たれておりません。IP も進歩が著しいことから、詳細にわたる規定の策定は不要かと考えますが、品質維持のための最低限の技術基準の在り方について検討する必要があると考えられます。</p> <p>ケーブルテレビの伝送路をより一層効率的に活用しお客様により高度なサービスを提供する視点からも、現状の技術水準を踏まえ、必要な技術基準の見直しに早急に着手されることを強く要望します。</p> <p>(株式会社ジュピターテレコム)</p>	<p>○いただいたご意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>また、本報告案の「9. 今後の検討課題」において、「デジタル伝送方式に適合した技術的条件を、既存の受信者端子での CN 比等の技術基準を含めて再検討することが必要」であり、「ケーブルテレビ事業者を含む業界団体と連携した体制において早期に議論を開始していくことが望まれる」と記述しています。</p> <p>ケーブルテレビの「IP 伝送」については、情報通信審議会情報通信技術分科会ケーブルテレビシステム委員会報告(平成19年3月28日)の「7. 今後の検討課題」において、「IP マルチキャスト方式に関する技術的条件について、国内のサービス状況や国内外の標準化動向を踏まえ、その必要性も含め継続的な検討を行う」とともに、「その他の IP 技術による放送サービスについても、その動向を注視し、必要に応じて技術的条件の検討を行うことが必要である」と指摘されています。(再掲)</p>